

旭川医科大学事務職員メンター制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和4年5月24日事務局長裁定)

旭川医科大学事務職員メンター制度実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学事務職員メンター制度実施要項（平成30年11月20日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(メンター)</p> <p>第4  次の各号のいずれにも該当する職員をメンター資格者とする。</p> <p>(1)  勤続3年以上の者で当該年度の末日で年齢が39歳以下の係員・主任・係長</p> <p>(2)  <u>メンター養成研修を修了した者又は第2第2号に規定するメンティであった者</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年5月24日から実施し、改正後の第4第1項第2号の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>メンター資格者の要件を変更することにより、制度の円滑な運用を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(メンター)</p> <p>第4  次の各号のいずれにも該当する職員をメンター資格者とする。</p> <p>(1)  勤続3年以上の者で当該年度の末日で年齢が39歳以下の係員・主任・係長</p> <p>(2)  メンター養成研修を修了した者</p> <p>(略)</p>